

Z—71—G

酒税法 試験問題

〔注意事項〕

1. 試験官の「始め」の合図があるまでは、試験問題の内容を絶対に見てはいけません。
2. この試験の解答時間は、「始め」の合図があってから正味2時間です。
3. 試験時間終了前に受験を終了すること(途中退室)は認めません。
4. 「やめ」の合図があったら直ちにやめてください。
5. 試験問題及び計算用紙は提出する必要はありません。
6. 答案の作成には、必ず黒又は青のインキ(ボールペンを含む。以下同じ。)を用いてください。修正液又は修正テープの使用は認めます。鉛筆、赤のインキ、消せるボールペン等の修正可能な筆記具は用いてはいけません。黒又は青のインキの筆記具以外のものにて記入した答案は採点されません。
7. 答案用紙は無解答の場合も回収しますから、それぞれの答案用紙(第一問用及び第二問用)に受験地、受験番号を必ず記入してください。氏名その他符号等は一切記入してはいけません。
8. 答案用紙はホチキス留めから絶対に取り外さないでください。答案作成に当たっては、答案用紙のホチキス部分を折り曲げても差し支えありませんが、外さないように注意してください。
9. 解答は必ず答案用紙の所定の欄に明瞭に記載してください。所定の箇所以外に記載されているものは、採点の対象としません。
なお、答案用紙及び計算用紙の再交付、追加交付はしません。
10. 問題文に指示しているものを除き、令和3年4月2日現在の施行法令等によって出題されています。
11. 試験問題の内容についての質問にはお答えしません。
12. この問題のページ数は、「G1～G7」です。
13. 計算用紙は、答案用紙とともに配付します。

〔第一問〕 — 30 点—

問 1 酒類の製造免許を受けた者が、自ら製造した酒類を輸出する場合において、製造場から移出した当該酒類に係る酒税の免除を受けるための手続について、酒類製造者が自ら輸出する場合及び輸出業者を通じて輸出する場合をそれぞれ説明しなさい。

ただし、必要な書類の省略に関する規定については、説明を要しない。また、租税特別措置法に関しては考慮しない。

問 2 次の(1)~(3)の間に答えなさい。

(1) 酒類の販売業をしようとする者は、販売場ごとにその販売場の所在地の所轄税務署長の免許を受けなければならないが、一定の場合には、免許を受けずに販売業を行うことができることとされている。酒類の販売業に免許制度が採用されている趣旨を説明するとともに、免許を受けずに販売業を行うことができる場合及びその場合に販売できる酒類の範囲について説明しなさい。

ただし、酒場、料理店その他酒類をもっぱら自己の営業場において飲用に供する業については、説明を要しない。

(2) 酒場、料理店その他酒類をもっぱら自己の営業場において飲用に供する業については、酒類の販売業免許を要しないこととされているが、その趣旨について説明しなさい。

(3) 甲が、現に酒類の販売業免許を受けて酒類の販売業を営む乙から、その酒類の販売業免許に係る販売業の全部を譲り受ける場合において、甲が引き続きその販売業を営むために必要な酒税法上の手続及び当該手続による法律効果について説明しなさい。

〔第二問〕 — 70 点 —

次の【資料】に基づいて、甲株式会社が製造している酒類について、商品Aから商品Hの品目及びその判定理由を述べるとともに、同社に係る令和3年8月分の納付すべき酒税額について、①適用税率、②課税標準数量、③課税標準数量に対する酒税額、④控除を受けようとする酒税額、⑤納付すべき酒税額に関して、計算過程を明らかにして求めなさい。

なお、酒税法第29条《輸出免税》及び租税特別措置法第87条の6《輸出酒類販売場から移出する酒類に係る酒税の免税》の適用を受けることができる場合には、当該適用を受けるものとする。

また、酒税法第30条《戻入れの場合の酒税額の控除等》の適用がある場合には、令和3年8月分の酒税納税申告書に記載する酒税額の合計額から控除すること。

【資料】

1. 甲株式会社は、平成20年5月中に、その製造場の所在地(千葉県)の所轄税務署長から全ての品目の酒類の製造免許を受けており、他に製造免許を受けている製造場はない。
2. 甲株式会社は、東日本大震災の被害を受けていない。
3. 製造場の所轄税務署長に手続を要するものについては、全て適正に行われている。
4. 甲株式会社は、令和2年7月1日に、租税特別措置法第87条の6《輸出酒類販売場から移出する酒類に係る酒税の免税》の規定により、輸出酒類販売場の許可を受けている。
5. 甲株式会社が、令和3年4月以降に製造している酒類の原料及び製造方法等は、別に記載のあるものを除き、次表のとおりである。

商品名	原料及び製造方法等
A	米 900 kg、米こうじ 320 kg(こうじ米の重量 300 kg)、ぶどう糖 500 kg、りんご果汁 100 ℓ(含有する糖類の重量 10 kg)及び水を原料として発酵させてこした酒類(アルコール分 20.0 度、エキス分 3.0 度)
B	米 400 kg、米こうじ 160 kg(こうじ米の重量 140 kg)、原料用アルコール 190 ℓ(アルコール分 50.0 度)、有機酸 5 kg及び水を原料として発酵させてこした酒類(アルコール分 15.0 度、エキス分 6.0 度)に、蜂蜜 75 kgを加えた直後に水を加えた酒類(アルコール分 13.0 度、エキス分 7.0 度)
C	粉末酒 50 kgを水で溶解した酒類(アルコール分 14.0 度、エキス分 3.0 度)に、粉末酒 30 kgを水で溶解した酒類(アルコール分 10.0 度、エキス分 1.0 度)を加えた酒類(アルコール分 12.0 度、エキス分 2.0 度)
D	ぶどう 500 kg(含有する糖類の重量 150 kg)及び水を原料として発酵させた酒類(アルコール分 15.0 度、エキス分 6.0 度)に、杉 10 kg(チップ状のもの)を浸してその成分を浸出させた酒類(アルコール分 15.0 度、エキス分 6.0 度)

E	麦芽 800 kg、ホップ 135 kg、麦 720 kg、ばれいしよ 75 kg及び水を原料として発酵させた酒類で発泡性を有する酒類(アルコール分 5.0 度、エキス分 4.0 度)に、麦 150 kgを加えて発酵させた酒類で発泡性を有する酒類(アルコール分 6.0 度、エキス分 3.0 度)
F	米 1,000 kg、米こうじ 420 kg(こうじ米の重量 400 kg)、清酒かす 700 kg及び水を原料として発酵させてこした酒類(アルコール分 13.0 度、エキス分 4.0 度)に、清酒かす 50 kgを加えてこした酒類(アルコール分 13.0 度、エキス分 5.0 度)
G	発芽させた大麦 1,000 kg、米 100 kg、とうもろこし 340 kg、カラメル 60 kg、ホップ 60 kg及び水を原料として発酵させた発泡性を有する酒類(アルコール分 6.0 度、エキス分 5.0 度)に、酒類保存のため、寒天 10 kgを混和した発泡性を有する酒類(アルコール分 6.0 度、エキス分 5.0 度)
H	米 500 kg、米こうじ 260 kg(こうじ米の重量 250 kg)、清酒かす 300 kg及び水を原料として発酵させたアルコール含有物を連続式蒸留機以外の蒸留機により蒸留(留出時のアルコール分 45.0 度)した酒類(アルコール分 45.0 度、エキス分 0.0 度)に、合成着色料 1 kg(食品衛生法施行規則に定める食用青色一号)及び水を加えた酒類(アルコール分 30.0 度、エキス分 0.0 度)

(注) 原料用アルコールの重量換算は、1 ℓ (アルコール分 95.0 度) = 0.8157 kgとして計算する。

6. 甲株式会社の令和 2 年度中(令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日まで)の課税移出数量、令和 3 年 4 月から令和 3 年 7 月までの課税移出数量及び令和 3 年 8 月中の移出数量は、次表のとおりである。

なお、「令和 2 年度中(令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日まで)の課税移出数量の内訳」及び「令和 3 年 4 月から令和 3 年 7 月までの課税移出数量の内訳」の数量は、同期間中に課税移出した酒類を戻し入れた数量を控除した後の数量である。

また、「令和 3 年 8 月中の移出数量の内訳」には、7～12 に記載の事項による移出数量及び課税移出した酒類を戻し入れた数量は含まれていない。

商品名	令和2年度中(令和2年4月1日から令和3年3月31日まで)の課税移出数量の内訳	令和3年4月から令和3年7月までの課税移出数量の内訳	令和3年8月中の移出数量の内訳	
			容器の容量	本数、ケース等
	kl	kl	ml	
A	600	150	720	18,000 ケース(6本入り)
B	400	100	720	12,000 ケース(6本入り)
C	200	100	350	3,000 ケース(24本入り)
D	1,400	180	750	22,000 ケース(6本入り)
E	1,100	160	350	8,000 ケース(24本入り)
F	400	150	720	4,000 ケース(6本入り)
G	600	140	350	5,000 ケース(24本入り)
H	900	240	900	16,000 ケース(6本入り)

7. 商品Aについては、令和3年8月2日に輸出酒類販売場において、日本人旅行客に対して10ℓを試飲させ、また、外国人旅行客に対して20ℓを試飲させた。

8. 商品Bについては、令和3年8月18日に外国で行われた輸出商談会において外国人のバイヤーに試飲させる目的で、令和3年8月12日に製造場から20本(容器の容量720ml)を輸出した。

なお、当該輸出商談会において、16本は外国人のバイヤーが飲用し、3本は日本人の商談会関係者が飲用し、また、1本は甲株式会社の代表者が飲用した。

9. 甲株式会社は、乙支店(販売する酒類の範囲及びその販売方法につき条件を付されていない酒類販売業免許を受けている)において、他の酒類製造者が課税移出した商品X(商品Dと同一の原料及び製造方法等により他の酒類製造者が東京都で製造した、アルコール分15.0度、エキス分6.0度の酒類)を仕入れ、得意先に販売したが、令和3年8月13日に得意先から返品を受けたことから、返品を受けた当該商品X200ℓを令和3年8月17日に製造場に移入した。

さらに、製造場において、当該商品Xのうち80ℓと甲株式会社が製造した商品D80ℓを令和3年8月24日に混和し、商品Y(アルコール分15.0度、エキス分6.0度の酒類)とした。

その後、商品X30ℓと商品Y20ℓを令和3年8月27日に乙支店へ移出した。

10. 商品Eについては、令和3年7月20日に課税移出した400本(容器の容量350ml)のうち、令和3年8月2日に100本が製造場に返品され、令和3年8月4日に50本が乙支店(販売する酒類の範囲及びその販売方法につき条件を付されていない酒類販売業免許を受けている)に返品され、また、令和3年8月5日に20本が自社の丙蔵置所に返品された。

11. 商品Fについては、令和3年8月25日に製造場内で観光客に対して5本(容器の容量720ml)を試飲させた。

また、一部の観光客からアルコール分を薄めてほしいとの求めがあったことに応じて、当該試飲させた5本のほか、1本分(720ml)を水280mlと混和し、当該混和した酒類1,000ml(アルコール分9.4度、エキス分3.8度)を試作商品Zとして試飲させている。

12. 商品Gについては、輸出する目的で令和3年8月30日に300本(容器の容量350ml)を製造場から移出したが、輸出する前に取引が中止となり、令和3年9月2日に300本を製造場に戻し入れた。

【参考資料】

I 酒税法(抄)

第23条 酒税の税率は、酒類の種類に応じ、一キロリットルにつき、次に定める金額とする。

- 一 発泡性酒類 十五万五千円
 - 二 醸造酒類 十万円
 - 三 蒸留酒類 二十万円(アルコール分が二十一度以上のものにあつては、二十万円にアルコール分が二十度を超える一度ごとに一万円を加えた金額)
 - 四 混成酒類 二十万円(アルコール分が二十一度以上のものにあつては、二十万円にアルコール分が二十度を超える一度ごとに一万円を加えた金額)
- 2 発泡性酒類のうちその他の発泡性酒類に係る酒税の税率は、前項の規定にかかわらず、一キロリットルにつき十万円とする。
- 3 蒸留酒類のうちウイスキー、ブランデー及びスピリッツであつてアルコール分が三十七度未満のものに係る酒税の税率は、第一項の規定にかかわらず、一キロリットルにつき三十七万円とする。
- 4 混成酒類のうち次の各号に掲げるものに係る酒税の税率は、第一項の規定にかかわらず、一キロリットルにつき、当該各号に定める金額とする。
- 一 合成清酒 十万円
 - 二 みりん及び雑酒(その性状がみりに類似する酒類として政令で定めるものに限る。) 二万円
 - 三 甘味果実酒及びリキュール 十二万円(アルコール分が十三度以上のものにあつては、十二万円にアルコール分が十二度を超える一度ごとに一万円を加えた金額)
 - 四 粉末酒 三十九万円

II 附則〔平成二九年三月三十一日法律第四号〕(抄)

第36条 令和二年十月一日から令和五年九月三十日までの間に酒類の製造場から移出され、又は保税地域から引き取られる発泡性酒類(新酒税法第三条第三号に規定する発泡性酒類をいう。以下附則第三十九条までにおいて同じ。)及び醸造酒類(新酒税法第三条第四号に規定する醸造酒類をいう。以下附則第三十九条までにおいて同じ。)に係る酒税の税率は、新酒税法第二十三条第一項及び第二項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる酒類の種類に応じ、一キロリットルにつき、当該各号に定める金額とする。

- 一 発泡性酒類 二十万円
 - 二 醸造酒類 十二万円
- 2 前項の発泡性酒類のうち次の各号に掲げるものに係る酒税の税率は、新酒税法第二十三条第一項及び第二項並びに前項の規定にかかわらず、一キロリットルにつき、当該各号に定める金額とする。
- 一 発泡酒(原料中麦芽の重量が水以外の原料の重量の百分の五十未満二十五以上のものでアルコール分が十度未満のものに限る。) 十六万七千二百二十五円

- 二 発泡酒(原料中麦芽の重量が水以外の原料の重量の百分の二十五未満のものでアルコール分が十度未満のものに限る。) 十三万四千二百五十円
 - 三 その他の発泡性酒類(附則第三十四条の規定により読み替えて適用される新酒税法第三条第三号ハに規定するその他の発泡性酒類をいう。次号及び第五項第三号において同じ。)(旧酒税法第二十三条第二項第三号イ及びロに掲げるものに該当するものに限る。) 十万八千円
 - 四 その他の発泡性酒類(ホップ又は財務省令で定める苦味料を原料の一部としたものを除く。) 八万円
- 3 第一項の醸造酒類のうち次の各号に掲げるものに係る酒税の税率は、新酒税法第二十三条第一項の規定及び第一項の規定にかかわらず、一キロリットルにつき、当該各号に定める金額とする。
- 一 清酒 十一万円
 - 二 果実酒 九万円

Ⅲ 租税特別措置法(抄)

- 第 87 条の 2** 酒類の製造場から移出され、又は保税地域から引き取られる酒税法第三条第五号に規定する蒸留酒類(同号ホに掲げる酒類及び発泡性を有するものを除く。)及び同条第二十一号に規定するリキュール(発泡性を有するものを除く。)でアルコール分(同条第一号に規定するアルコール分をいう。以下この条において同じ。)が十三度未満のもの(リキュールについては、アルコール分が十二度未満のものに限る。)に係る酒税の税率は、同法第二十三条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、一キロリットルにつき、当該各号に定める金額とする。
- 一 アルコール分が十一度未満のもの 十万円
 - 二 アルコール分が十一度以上十三度未満のもの 十万円にアルコール分が十度を超える一度ごとに一万円を加えた金額

Ⅳ 附則〔平成二九年三月三十一日法律第四号〕(抄)

- 第 91 条** 別段の定めがあるものを除き、令和二年十月一日前に課した、又は課すべきであった旧租税特別措置法第八十七条の二に規定する蒸留酒類及びリキュールに係る酒税については、なお従前の例による。
- 2 令和二年十月一日から令和八年九月三十日までの間に酒類の製造場から移出され、又は保税地域から引き取られる新租税特別措置法第八十七条の二に規定する蒸留酒類及びリキュールに係る同条の規定の適用については、同条第一号中「十一度」とあるのは「九度」と、「十万円」とあるのは「八万円」と、同条第二号中「十一度」とあるのは「九度」と、「十万円」とあるのは「八万円」と、「十度」とあるのは「八度」とする。